

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 1 月 21 日（火）第2975号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 1
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 1
公 告
○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（商工政策課取扱い） 2
公 安 委 員 会 告 示
○遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 3

告 示

鹿児島県告示第45号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年 1 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス桜	伊佐市菱刈前目 791番地	医療法人心晴	伊佐市菱刈前目 790番地1	中村 匡彦	平成26年 1月31日	通所介護
ショートステイ山吹	伊佐市菱刈前目 791番地	医療法人心晴	伊佐市菱刈前目 790番地1	中村 匡彦	平成26年 1月31日	短期入所 生活介護

鹿児島県告示第46号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年 1 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス桜	伊佐市菱刈前目 791番地	医療法人心晴	伊佐市菱刈前目 790番地1	中村 匡彦	平成26年 1月31日	介護予防 通所介護
ショートステイ山吹	伊佐市菱刈前目 791番地	医療法人心晴	伊佐市菱刈前目 790番地1	中村 匡彦	平成26年 1月31日	介護予防 短期入所 生活介護

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年1月21日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年1月21日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年1月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー末吉店
曾於市末吉町本町一丁目2番地4 外9筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前 開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時
 - イ 変更後 開店時刻 午前7時
閉店時刻 翌日の午前零時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前8時30分から午後9時30分まで
 - イ 変更後 第1駐車場及び第2駐車場 午前6時30分から翌日の午前零時30分まで
第3駐車場 午前6時30分から午後10時まで
- 3 変更の年月日
平成26年1月10日
- 4 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,350平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - 第1駐車場 建物敷地北東側 8台
 - 第2駐車場 建物敷地西側隔地 40台
 - 第3駐車場 建物敷地西側隔地 30台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 11台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南東側 81平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - 廃棄物等保管施設1 建物南東側 10立方メートル
 - 廃棄物等保管施設2 建物南東側 10立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

第2駐車場 2箇所 第2駐車場敷地北東側及び北西側

第3駐車場 1箇所 第3駐車場敷地南東側

- (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成26年1月9日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第4号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年1月21日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R 咲-Saki-X L B	株式会社三洋物産	3P1096
ぱちんこ遊技機	C R 咲-Saki-Y L A	株式会社三洋物産	3P1113
ぱちんこ遊技機	C R 緋弾のエリア F P T	株式会社藤商事	3P1108
ぱちんこ遊技機	C R バジリスク H 2	奥村遊機株式会社	3P1133
ぱちんこ遊技機	C R バジリスク M 1	奥村遊機株式会社	3P1134
回胴式遊技機	ラグランジェ Z Z	サミー株式会社	3S1126
回胴式遊技機	パチスロ聖闘士星矢黄金激闘編 Y L	株式会社三洋物産	3S1130